事業場外労働のみなし労働時間制に関する協定書

株式会社○○と従業員代表○○○○は、就業規則第○条に基づいて、事業場外労働の労働時間の算定に関して、次のとおり協定する。

（対象従業員）

第１条　本協定は、営業部に所属する顧客担当と販売部に所属するサービス担当の従業員で、主として事業場外において業務に従事する者に適用する。

（みなし労働時間）

第２条　前条に定める従業員が、労働時間の全部または一部について、事業場外で勤務した場合であって、労働時間を算定することが困難な労働日については、就業規則第○条第○項に定める事業場外の勤務における労働時間は○時間とみなす。なお、事業場内で労働した時間については別途把握し、加算する。

２　前項の規定により所定労働時間を超えて労働したとみなされる時間に対しては、賃金規程第○条の定めるところにより割増賃金を支払う。

（休憩時間）

第３条　第１条の従業員に対しても就業規則第○条に定める休憩時間を与える。ただし、事業場

外で勤務により所定の休憩時間が取れない場合は、別の時間帯に休憩を取るものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、平成○年○月○日から１年間とする。ただし、会社、従業員代表者いずれからも改定の申出がない場合には、１年ごとに自動更新するものとする。

平成○年○月○日

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○　　印

従業員代表　○○　○○　　印